

都庁のウェブサイトからさがす

検索開始

→ 詳細検索

→ サイトマップ

▶ トップ > これまでの報道発表 > 2008年 > 3月 >

報道発表資料 [2008年3月掲載]

画面で読み上げる

東京都情報公開審査会の答申(第410号)について

平成20年3月28日
生活文化スポーツ局

東京都情報公開審査会(会長 西谷 剛)は、「診療施設開設届」及び「診療施設届出事項変更届」ほか4件の一部開示決定について、一部は開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である旨、東京都知事に答申を行った。

1 諮問の概要

- (1) 諮問件名・・・「診療施設開設届」及び「診療施設届出事項変更届」ほか4件の一部開示決定に対する異議申立て
(2) 非開示理由・・・東京都情報公開条例7条2号(個人情報)及び同条4号(犯罪の予防・捜査等情報)に該当

2 答申の骨子(結論)

「診療施設開設届」及び「診療施設届出事項変更届」ほか4件の一部開示決定において非開示とした部分のうち、一部は開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

3 答申までの経過

- (1) 開示請求 平成19年6月27日
(2) 一部開示決定 平成19年7月9日
(3) 異議申立て 平成19年9月3日
(4) 諮問 平成19年9月27日
(5) 答申 平成20年3月28日

4 審査会の判断の要旨

(1) 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る対象公文書は、「獣医療法第3条に基づく診療施設開設届」(以下「本件対象公文書1」という。)及び5件の「診療施設届出事項変更届」(以下「本件対象公文書2」という。)である。

獣医療法3条は、「診療施設を開設した者(以下「開設者」という。))は、その開設の日から10日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。」と規定している。

本件対象公文書1は、同条の規定に基づき、飼育動物の診療施設の開設に当たり、△△病院の開設者が知事に提出した開設届であり、本件対象公文書2は、当該病院にて診療の業務を行う獣医師の追加及び変更に伴い提出された変更届である。

審査会が見分したところ、本件対象公文書1には、「届出者の住所、氏名及び印影」、「開設者の氏名、住所及び電話番号」、「診療施設の名称、開設場所及び電話番号」、「開設年月日」、「管理者の氏名及び住所」並びに「診療の業務を行う獣医師の氏名、免許証登録番号及び登録年月日」が記載されており、本件対象公文書2には、「届出者の住所、氏名及び印影」、「開設者の氏名及び住所」、「診療施設の名称及び開設場所」とともに、「変更事項」欄に、変更前及び変更後の獣医師の氏名等が記載されている。

これらのうち、実施機関は、本件対象公文書1に記載された「開設者の住所及び電話番号」、「管理者の氏名及び住所」並びに「診療の業務を行う獣医師の氏名、免許証登録番号及び登録年月日」と、本件対象公文書2に記載された「開設者の住所及び電話番号」並びに「変更事項」欄の獣医師の氏名、免許証登録番号及び登録年月日を条例7条2号に該当するとして、また、本件対象公文書1及び2に記載された届出者の印影を条例7条4号に該当するとして、それぞれ非開示とした。

なお、管理者とは、獣医療法5条1項の定めにより、開設者が法人等の獣医師ではない者である場合に、診療施設を管理するために置かれる獣医師である。

(2) 条例7条2号該当性について

これを本件対象公文書1及び2について見ると、開設者の住所及び電話番号、管理者の氏名及び住所、並びに診療の業務を行う獣医師の氏名、免許証登録番号及び登録年月日は、個人に関する情報で特定の個人を識別することのできる情報であるため、条例7条2号本文に該当する。

実施機関は、獣医師名簿は一般の閲覧に供されているものではなく、また、獣医師の氏名の公示を義務付ける制度も存在しないことから、獣医師の氏名は条例7条2号ただし書イには該当しない旨主張する。

しかしながら、獣医師法は、獣医師は動物の保健衛生の向上を図り、併せて公衆衛生の向上に寄与することを獣医師の任務として掲げており、飼育動物の診療業務を行うためには、その社会的使命の重要性から、獣医師という国家資格を有することが必要とされている。また、診療施設において飼育動物の診療を行う者が、獣医師という国家資格を有する者であることを利用者に明らかにするため、当該診療施設で診療を行う獣医師の氏名を施設内に掲示したり、診療を行う際に利用者に知らせたりすることは一般的に行われているところであり、当該氏名は慣行として公にされている情報であると認められる。

したがって、診療施設で飼育動物の診療を行う獣医師の氏名が記載されている、本件対象公文書1に記載された「管理者の氏名」及び「診療の業務を行う獣医師の氏名」並びに本件対象公文書2の「変更事項」欄に記載された獣医師の氏名は、条例7条2号ただし書イに該当し、開示されるべきである。

一方、「開設者の住所及び電話番号」、「管理者の住所」、「診療の業務を行う獣医師の免許登録番号及び登録年月日」並びに「変更事項」欄の免許証登録番号及び登録年月日は、一般に公にされている情報とは認められないことから、条例7条2号ただし書イには該当しない。また、その内容及び性質に照らせば、条例7条2号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、これらの情報を非開示とした実施機関の決定は妥当である。

(3) 条例7条4号該当性について

これを本件対象公文書について見ると、届出者の印影は、開示することにより偽造された場合、犯罪に使用される可能性が否定できず、届出者の財産等への不当な侵害を招くおそれがあることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

問い合わせ先
生活文化スポーツ局広報広聴部情報公開課
電話 03-5388-3134
(所管部局)
産業労働局農林水産部食料安全室
電話 03-5320-4845

【別紙】

諮問第492号

答申

1 審査会の結論

「診療施設開設届」及び「診療施設届出事項変更届」ほか4件の一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、異議申立人が行った「飼育動物診療施設開設届・変更届、開設者氏名、平成17年8月当時の診療獣医師名、品川区〇〇△△病院」の開示請求に対し、東京都知事(以下「知事」という。)が平成19年7月9日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めているものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての主な理由は、次のように要約される。

ア 獣医療法に基づき、診療施設(動物病院)を開設するには、当該施設を管理する獣医師(管理者)とその施設で診療する獣医師を届け出ることが農林水産省で義務付けられている。

イ 当該施設において医療行為を実施する獣医師という国家資格者の氏名は、職務遂行に関する情報であり、個人のプライバシーに関する情報とは異なるものである。動物の命を預かる獣医師の氏名は、診療施設利用者に提供されるべき情報であり、また利用者には知る権利がある。

ウ 特に、今回の開示請求は、すでに愛犬が診療を受け、その診療を行った獣医師の氏名は判っているものの、その者がこの動物病院の診療獣医師として勤務していた獣医師であるのかを確認するためのものである。この確認は診療

施設開設届・変更届の開示によるしか手段はない。

エ 確認手段が動物病院利用者に提供されないとすれば、獣医療現場において違法若しくは不当な行為を容易にし、その発見を困難にすることになり、尊い家族の命まで奪われる被害者が増大していくことになる。

オ △△病院の親会社の経営する診療施設の開設届開示を神奈川県に申請したところ、獣医師の登録番号等は伏せてあるが、管理者と診療獣医師の氏名の開示を受けた。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭による説明において主張している内容は、次のように要約される。

(1) 条例7条2号該当性について

ア 診療施設開設届(平成7年11月17日受付)

開設者の住所・電話番号、管理者の氏名・住所、診療の業務を行う獣医師名・獣医師登録番号・獣医師登録年月日については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当し、非開示とした。

イ 診療施設届出事項変更届(平成8年4月30日受付)

開設者の住所・電話番号、診療の業務を行う獣医師名については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当し、非開示とした。

ウ 診療施設届出事項変更届(平成13年6月20日受付)

診療の業務を行う獣医師名については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当し、非開示とした。

エ 診療施設届出事項変更届(平成15年12月1日受付)

診療の業務を行う獣医師名・エックス線関係獣医師名・獣医師登録番号・獣医師登録年月日については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当し、非開示とした。

オ 診療施設届出事項変更届(平成16年11月9日受付)

診療の業務を行う獣医師名・エックス線関係獣医師名・獣医師登録番号・獣医師登録年月日については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当し、非開示とした。

カ 診療施設届出事項変更届(平成17年5月6日受付)

診療の業務を行う獣医師名・エックス線関係獣医師名・獣医師登録番号・獣医師登録年月日については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当し、非開示とした。

(2) 条例7条2号ただし書の該当性について

獣医師の氏名、獣医師登録番号、獣医師登録年月日等の獣医師の免許に関する事項は、獣医師法(昭和24年法律第186号)6条に基づき農林水産省に備えられた「獣医師名簿」に登録されているが、当該名簿は一般の閲覧に供されているものではない。また、獣医師の氏名の公示を義務付ける制度が存在するものでもない。したがって、獣医師の氏名、獣医師登録番号、獣医師登録年月日は、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とはいえ、条例7条2号ただし書イには該当しない。

(3) 条例7条4号の該当性について

診療施設開設届(平成7年11月17日受付)、診療施設届出事項変更届(平成13年6月20日受付)、診療施設届出事項変更届(平成15年12月1日受付)、診療施設届出事項変更届(平成16年11月9日受付)及び診療施設届出事項変更届(平成17年5月6日受付)に記載された届出者の印影は、開示することにより犯罪の予防に支障が生じるおそれがあるため、条例7条4号に該当し、非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年月日	審議経過
平成19年 9月27日	諮問
平成19年10月31日	実施機関から理由説明書收受
平成19年11月21日	実施機関から説明聴取(第84回第二部会)
平成19年12月21日	審議(第85回第二部会)

平成20年 1月29日	審議(第86回第二部会)
平成20年 2月28日	審議(第87回第二部会)

(2)審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のよう判断する。

ア 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る対象公文書は、「獣医療法第3条に基づく診療施設開設届」(以下「本件対象公文書1」という。)及び5件の「診療施設届出事項変更届」(以下「本件対象公文書2」という。)である。

獣医療法(平成4年法律第46号)3条は、「診療施設を開設した者(以下「開設者」という。)は、その開設の日から10日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。」と規定している。

本件対象公文書1は、同条の規定に基づき、飼育動物の診療施設の開設に当たり、△△病院の開設者が知事に提出した開設届であり、本件対象公文書2は、当該病院にて診療の業務を行う獣医師の追加及び変更に伴い提出された変更届である。

審査会が見分したところ、本件対象公文書1には、「届出者の住所、氏名及び印影」、「開設者の氏名、住所及び電話番号」、「診療施設の名称、開設場所及び電話番号」、「開設年月日」、「管理者の氏名及び住所」並びに「診療の業務を行う獣医師の氏名、免許証登録番号及び登録年月日」が記載されており、本件対象公文書2には、「届出者の住所、氏名及び印影」、「開設者の氏名及び住所」、「診療施設の名称及び開設場所」とともに、「変更事項」欄に、変更前及び変更後の獣医師の氏名等が記載されている。

これらのうち、実施機関は、本件対象公文書1に記載された「開設者の住所及び電話番号」、「管理者の氏名及び住所」並びに「診療の業務を行う獣医師の氏名、免許証登録番号及び登録年月日」と、本件対象公文書2に記載された「開設者の住所及び電話番号」並びに「変更事項」欄の獣医師の氏名、免許証登録番号及び登録年月日を条例7条2号に該当するとして、また、本件対象公文書1及び2に記載された届出者の印影を条例7条4号に該当するとして、それぞれ非開示とした。

なお、管理者とは、獣医療法5条1項の定めにより、開設者が法人等の獣医師ではない者である場合に、診療施設を管理するために置かれる獣医師である。

イ 条例7条2号該当性について

条例7条2号本文は、「個人に関する情報で特定の個人を識別することのできるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を非開示情報として規定しており、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

これを本件対象公文書1及び2について見ると、開設者の住所及び電話番号、管理者の氏名及び住所、並びに診療の業務を行う獣医師の氏名、免許証登録番号及び登録年月日は、個人に関する情報で特定の個人を識別することのできる情報であるため、条例7条2号本文に該当する。

実施機関は、獣医師名簿は一般の閲覧に供されているものではなく、また、獣医師の氏名の公示を義務付ける制度も存在しないことから、獣医師の氏名は条例7条2号ただし書イには該当しない旨主張する。

しかしながら、獣医師法(昭和24年法律第186号)は、獣医師は動物の保健衛生の向上を図り、併せて公衆衛生の向上に寄与することを獣医師の任務として掲げており、飼育動物の診療業務を行うためには、その社会的使命の重要性から、獣医師という国家資格を有することが必要とされている。また、診療施設において飼育動物の診療を行う者が、獣医師という国家資格を有する者であることを利用者に明らかにするため、当該診療施設で診療を行う獣医師の氏名を施設内に掲示したり、診療を行う際に利用者に知らせたりすることは一般的に行われているところであり、当該氏名は慣行として公にされている情報であると認められる。

したがって、診療施設で飼育動物の診療を行う獣医師の氏名が記載されている、本件対象公文書1に記載された「管理者の氏名」及び「診療の業務を行う獣医師の氏名」並びに本件対象公文書2の「変更事項」欄に記載された獣医師の氏名は、条例7条2号ただし書イに該当し、開示されるべきである。

一方、「開設者の住所及び電話番号」、「管理者の住所」、「診療の業務を行う獣医師の免許登録番号及び登録年月日」並びに「変更事項」欄の免許証登録番号及び登録年月日は、一般に公にされている情報とは認められないことから、条例7条2号ただし書イには該当しない。また、その内容及び性質に照らせば、条例7条2号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、これらの情報を非開示とした実施機関の決定は妥当である。

ウ 条例7条4号該当性について

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

これを本件対象公文書について見ると、届出者の印影は、開示することにより偽造された場合、犯罪に使用される可能性が否定できず、届出者の財産等への不当な侵害を招くおそれがあることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥

当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

瀬田 倭三郎、中村 晶子、中村 輝子、山田 洋

別表 開示すべき部分

本件対象公文書名	開示すべき部分
獣医療法第3条に基づく診療施設開設届 (平成7年11月17日受付)	・「管理者」欄の氏名 ・「診療獣医師」欄の氏名
診療施設届出事項変更届 (平成8年4月30日受付)	・「3. 変更事項」欄に記載された氏名
診療施設届出事項変更届 (平成13年6月20日受付)	・「変更事項」欄に記載された氏名
診療施設届出事項変更届 (平成15年12月1日受付)	・「変更事項」欄に記載された氏名
診療施設届出事項変更届 (平成16年11月9日受付)	・「変更事項」欄に記載された氏名
診療施設届出事項変更届 (平成17年5月6日受付)	・「変更事項」欄に記載された氏名

([↑このページの先頭へ戻る](#))

[このサイトの考え方](#) | [使い方ヘルプ](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [リンクについて](#) | [著作権について](#)

《お問い合わせ》東京都庁 〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1 《地図》電話03-5321-1111(代表)《電話番号一覧》

©2007-2008 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT ALL RIGHTS RESERVED.